

## 関係都県知事意見について

### I. 人口最少県

#### 【対象】鳥取県

都県	知事意見
鳥取県	① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）について ② 区割りの改定案の作成について 照会に係る作成方針は、緊急是正法に忠実に基づく内容となっており、受け止めざるを得ないものであるが、地元自治体には地域の一体性が損なわれることへの懸念もあり、具体的な選挙区画定に当たっては、選挙人の意思を反映する民主政治の根幹に関わるものであることに鑑み、地域の実情を踏まえて、特に慎重に検討するよう強く求める。
	③ その他 本県が2議席を維持する緊急是正法に則った方針は評価するが、都道府県の区域を基本とする以上、仮に本県の議席を更に減じることとする場合には、人口の過大な選挙区に固定されざるを得なくなり、他の合理的選択肢を失うことになることから、今後の抜本改革の検討に当たっては、単に人口のみで判断するのではなく、都道府県が国民代表選出の基となってきたことや地勢、交通その他の自然的社会的条件を踏まえたものとなるよう、特に配慮して行うことが肝要と考える。

### II. 定数減少県

#### 【対象】福井県、山梨県、徳島県、高知県、佐賀県

都県	知事意見
福井県	① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）について 人口基準によることとしても、地勢、交通、歴史的沿革、日常生活圏、広域行政の取り組み実績等、自然的社会的経済的条件を十分に考慮された区割りが大切と考えております。
	② 区割りの改定案の作成について 日常生活圏、市町の結びつき、距離等、地域の実情を十分に反映した選挙区割りとなるべきであります。
	③ その他 今回の区割りの改定は緊急の措置と理解しますが、地方が高齢化し人口も減少していく中で、国土計画等において地方を重視して政治を行うことはより一層重要で、国の基本にかかわる問題です。 こうした要請にこたえる選挙制度とすべく、今後、抜本的かつ合理的な検討をお願いします。
山梨県	① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）について ② 区割りの改定案の作成について 市町村の一体性確保の観点から、合併市町を含め、市町村の区域は分割しないこととされたい。 また、本県の地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮した区割りとなるよう配慮願いたい。 具体的な区割り案の策定に当たっては、審議会において、地域の実情を踏まえながら、中立的な立場で公正公平な検討をお願いしたい。
	③ その他 特になし

徳島県	<p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）について</p> <p>② 区割りの改定案の作成について</p> <p>③ その他</p> <p>緊急是正法により、本県の選挙区の数が一減されたことは遺憾であるが、違憲状態にある一票の較差是正に向けた緊急措置であることに鑑み、やむを得ないものと理解する。</p> <p>しかしながら、現在のように単に人口規模のみにより、選挙区の数を定めるのでは、人口規模の小さい地方自治体においては、住民の意見が国に届きにくいという、民主政治の根幹に大きく影響を及ぼす懸念があること、また、一票の較差が是正される一方で、都市部との地域格差が拡大することにより、国土保全に地方が果たす役割や、地方の持つ地勢や産業・文化等の違いが、しっかりと国政に反映されないのではないかと危惧される。</p> <p>こうしたことから、選挙制度の抜本的な見直しに当たっては、地方の実情を十分に踏まえた上で、一票の較差の捉え方の検討や、中選挙区制の導入等、住民の意見がしっかりと反映されるとともに、住民目線に立ったわかりやすい制度となるよう、十分ご議論いただきたい。</p> <p>なお、作成方針(素案)については、緊急是正法の基準を満たすものであり、受け止めざるを得ないものとする。</p> <p>今後、具体の選挙区画定に当たっては、作成方針に記載されているとおり、市町村や郡を分割することなく、「地勢、交通その他の自然的社会的条件」について、本県の実情・生活実態を十分踏まえた上で、地域の一体性が損なわれないよう検討されたい。</p>
高知県	<p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）について</p> <p>② 区割りの改定案の作成について</p> <p>本県は、東西に長い地勢（海岸線 713 km）を有し、県東部と県西部は、地勢的にも社会的にも中心地である高知市を核として結びついており、主要な道路や鉄道も高知市を介して東西を結んでいますので、高知市を除く形で見た場合に県東部と県西部の一体性は小さい状況にあります。</p> <p>本県の区割りの改定案が、質問事項「2. 区割りの改定案の作成について」に示されたように、「高知市のみ」又は「高知市に他の市町村を合わせた区域」（以下「新1区」という。）と「その他の区域」（以下「新2区」という。）になる場合、新2区は、県内34市町村のうち<u>32の市町村</u>を含み（選挙区内の市町村数全国第2位。都道府県の市町村数に占める割合全国第1位）、また、全国的にみても広大な面積を有することとなり（全国第8位）、かつ、<u>県土の面積の約94%</u>を占める選挙区（全国第1位）となるため、非常にいびつな形での区割りとなります。</p> <p>また、新1区と新2区を比較すると、その<u>人口密度には約1.6倍もの開き</u>があることから、議員の政治活動の密度に濃淡が生じざるを得ず、その結果、同じ高知県民であるにも関わらず、新1区と新2区との間で、県民が議員（候補者）に接触する機会に著しい格差が生じることとなり、県土の大部分を占める中山間地域の多様な意見を確実に国政に反映させていくことが困難になると懸念されます。また、この県内格差は、定数が2である他県の県内格差との比較においても著しく大きなものとなることが予想されます。</p> <p>こうした著しく不公平な状況は、到底、容認することはできないものです。</p> <p>※ 県内の2つの選挙区の人口の均衡を考えると、新1区が「高知市に他の市町村を合わせた区域」となる場合には、「高知市及び土佐市」又は「高知市及び南国市」が想定されるようです。</p> <p>※ <u>下線部分</u>は、新1区が「高知市のみ」の場合は、それぞれ「33の市町村」、「<u>県土の面積の約96%</u>」、「<u>人口密度には約1.8倍もの開き</u>」となります。</p> <p>高知市には選挙の管理執行等の面でご苦勞をおかけすることになりますが、以上のような本県の地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に勘案すると、本県選挙区の区割りの改定案の作成にあたっては、高知市を分割したうえで、本県を東西に分割する形での見直しが適当である</p>

と考えます。

よって、このような区割りが実現するために、区割りの改定案の作成方針（素案）の選挙区の区割り基準に、地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮して市町村の区域を分割することが合理的であると認められる場合には、市町村の区域を分割する旨の規定を加えることを強く求めます。

なお、高知市の区割りがどのような区割りになった場合でも（たとえ高知市全域が一つの選挙区内となった場合でも）、前回に引き続き選挙区が変更となる区域が生じることとなるため、高知市民には混乱が生じ得ます。

したがって、高知市の区割りの変更による高知市民の混乱を最小限に抑えるため、分かりやすい形での分割が必要であり、例えば、平成17年1月の合併以前の旧高知市の区域を概ね鏡川を境に行政区域単位で分割する（※）ことを基本に、高知市の管理執行等の面を十分に考慮しながら、区割りを変更することが適当と考えます。

※の場合の区割りの例

・ 県東部の選挙区

旧高知市の区域のうち鏡川左岸の区域等（注）、旧鏡村及び旧土佐山村並びに室戸市、安芸市、南国市、香南市、香美市、安芸郡、長岡郡及び土佐郡

・ 県西部の選挙区

旧高知市の区域のうち県東部の選挙区に属さない区域及び旧春野町並びに土佐市、須崎市、四万十市、宿毛市、土佐清水市、吾川郡、高岡郡及び幡多郡

（注） 上記の考え方で高知市を分割することとした場合、鏡川の左岸の区域とは完全には一致しない。

（2月22日付補足意見）

高知市の区割りの変更による高知市民の混乱を最小限に抑えるため、分かりやすい形での分割が必要であり、市内の地勢を考慮し、平成17年1月の合併以前の旧高知市の区域を概ね鏡川及び浦戸湾を境に行政区域単位で分割することを基本に、高知市の管理執行等の面を十分に考慮しながら、区割りを変更することが適当と考えます。

一方、高知市以外の区域については、土佐郡は、東部に位置する長岡郡とともに嶺北地域として一体であるため、土佐郡を県東部の選挙区の境とすることが適当と考えます。

以上の点を踏まえ、具体的には、次のとおりとすることが適当と考えており、これによる各選挙区の人口は、県東部の選挙区は391,035人、県西部の選挙区は373,421人となるものです。

1 県東部の選挙区に属する区域

高知市のうち次の（1）から（3）までの区域、室戸市、安芸市、南国市、香南市、香美市、安芸郡、長岡郡及び土佐郡

（1） 旧高知市の区域のうち鏡川左岸の区域（朝倉丙に属する区域を除く。）

（2） 旧高知市の区域のうち鏡川右岸の区域（東城山町、城山町、東石立町及び石立町の区域に限る。）

（3） 旧鏡村及び旧土佐山村の区域

2 県西部の選挙区に属する区域

高知市のうち県東部の選挙区に属しない区域、土佐市、須崎市、四万十市、宿毛市、土佐清水市、吾川郡、高岡郡及び幡多郡

	<p>③ その他</p> <p>一般の0増5減に止まらず、今後行われるであろう抜本的な選挙制度改革の際には、単なる選挙区間の人口の均衡を図ることだけに止まるのではなく、今後本格化する少子高齢化社会を見据え、人口の減少や高齢化の問題などから生じる様々な問題に真正面から取り組んでいる本県のような地域の切実な声が、国政に十分届けられる制度とする必要があると考えます。</p>
佐賀県	<p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）について</p> <p>意見なし。</p> <p>② 区割りの改定案の作成について</p> <p>人口の均衡を重視し、下記のとおり区割りとしていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1区 佐賀市、鳥栖市、神埼市、神埼郡及び三養基郡</p> <p>第2区 唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、東松浦郡、西松浦郡、杵島郡及び藤津郡</p> <p>③ その他</p> <p>多くの県内市町長から、今回の定数減で地方の声が国により届きにくくなるのではないかという意見が寄せられた。佐賀県知事としても同意見である。</p> <p>このことは衆議院議員選挙区画定審議会の所掌ではないが、今後進められる抜本的な選挙制度の見直しに当たっては、地方におけるこのような懸念を踏まえて対応していただくようお願いしたい。</p>

### Ⅲ. 全国人口最少選挙区の人口未満となる選挙区を含む県（Ⅰ及びⅡに掲げる県を除く。）

【対象】青森県、岩手県、宮城県、茨城県、和歌山県、愛媛県、長崎県、熊本県

都県	知事意見
青森県	<p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）について</p> <p>② 区割りの改定案の作成について</p> <p>照会に係る作成方針は、緊急是正法に基づく内容となっており、受け止めざるを得ないものと考えている。</p> <p>本県第2区に編入する対象として検討すべき市町村は、各選挙区の人口は、人口の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない選挙区の人口以上とする等の基準を踏まえた場合、平内町又は五戸町に限られる。しかしながら、両町とも、第2区に編入されることに反対している（別添意見書参照）。</p> <p>本来、郡の区域を分割する選挙区の改定は避けるべきであるが、第2区の区割りを改定せざるを得ないとすれば、緊急是正法に基づき、自然的社会的条件を総合的に考慮した上で、具体の選挙区画定を慎重に行うよう、強く求めるものである。</p> <p>③ その他（回答なし）</p>
岩手県	<p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）について</p> <p>特に意見はない。</p> <p>なお、関係自治体から、地域の一体性や地勢、交通その他の自然的社会的条件をより重視したものとなるよう強く求める等の意見があったことを申し添える。</p> <p>② 区割りの改定案の作成について</p> <p>特に意見はない。</p> <p>なお、関係自治体及び県議会会派（自民クラブ）から、地域の一体性が損なわれることがないよう、郡の分割がないよう配慮願いたい旨の意見があったことを申し添える。</p>

	<p>③ その他 特になし。</p>
宮城県	<p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）について 作成方針（素案）第2（3）では区域の異動は最小限にとどめるとする一方で、第2（5）では市区町村の行政区域を分割しない原則が示されております。仮に分割しない前提で改定すると、本県の場合選挙区を入れ替わる地域が3市町に及び、また、東日本大震災で甚大な被害を受けた県北部沿岸地域の大きな改編が想定されます。 本県の人口については、震災被害による住居移動や今後の復興まちづくりのため、当分の間は不安定な実情にあります。これに加えて、緊急是正法が人口較差の緊急的な是正を目的としていることからすれば、今次の改定に際してはできる限り継続性を尊重し、地域及び県民にとって最低限の変更となることが望まれております。 従いまして、第2（5）但書きに次の一文を加えることを検討いただきたいと思います。 「（二）従来分割されている市区町村について引き続き分割することが、改定に際し2（3）の必要最低限の選挙区の異動とするために必要な場合」</p> <p>② 区割りの改定案の作成について 前記のとおり、できる限り継続性を尊重し、最低限度の変更となることが望まれていることから、現在分割されている市町村の分割を継続することも、今回に限りやむを得ないのではないかと考えます。 ただし、その際には、本来市区町村の分割は例外的であることから、例えば分割を極力少なくすること、また、少なくとも合併前の旧市郡単位で行うことなどの配慮が必要であります。</p> <p>③ その他 本県では、一体的な生活圏である大崎地域が現在3分割されている状態の解消を求めてまいりました。今次の改定とは別に進められる選挙制度改革において、大崎市の分割解消はもちろんのこと、大崎地域の課題解決に向けた格段のお取り計らいを願います。</p>
茨城県	<p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）について 特段、意見はありません。</p> <p>② 区割りの改定案の作成について 区割りの改定案の作成に当たっては、地勢や交通、住民の生活圏などに加え、例えば県議会議員の選挙区などの要素も十分考慮すべきと考える。</p> <p>③ その他 特段、意見はありません。</p>
和歌山県	<p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）について （回答なし）</p> <p>② 区割りの改定案の作成について 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）における、 ・選挙区の区域の異動は、必要最小限とするものとする ・選挙区は飛地にしないものとする ・市町村の区域は分割しないことを原則とする ・郡の区域は分割しないことを原則とする の基準をもとに考慮したところ、有田市を第2区に編入することが妥当であると考えます。  （2月19日付補足意見） 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に係る知事意見につきましては、2月6日付け「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に係る意見」にて回答したところですが、地元には地域の一体性が損なわれることを憂慮する声が強くと存するところであり、勧告にあたりましては、この点十分にご承知おきの上、ご検討いただきますようお願いいたします。</p>

	<p><b>③ その他</b></p> <p>今後は、改定案作成に係る全体スケジュールの事前周知や時間的余裕を持った回答期限の設定について、ご配慮いただきたい。</p>
愛媛県	<p><b>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）について</b></p> <p>標記作成方針（素案）は、平成22年の国勢調査の結果に基づき各選挙区間における人口較差を緊急に是正する措置としては、やむを得ないものとする。</p> <p><b>② 区割りの改定案の作成について</b></p> <p>市町村合併により第2区と第4区に分割されている喜多郡内子町は、第4区に帰属させるべきである。</p> <p>その他具体的な選挙区画定に当たっては、これまでの区割りの変遷や地域の一体性などの観点から地元自治体に根強い懸念があり、地域の実情を踏まえ、地勢、交通、生活圏その他の自然的社会的条件を総合的に考慮して、慎重の上にも慎重に検討されたい。</p> <p><b>③ その他</b></p> <p>衆議院議員定数削減の合意書に基づき国会議員の定数削減を早急に検討するとともに、現行制度に対する様々な指摘を踏まえ、選挙制度の在り方について抜本的な見直しを検討することが必要とする。</p>
長崎県	<p><b>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）について</b></p> <p><b>② 区割りの改定案の作成について</b></p> <p>本県は全国一の離島県であり、本土においては、半島地域も多数抱えるなど複雑な県土構造を有しています。特に、長崎3区は離島が大きな構成要素となっている極めて特殊な選挙区です。</p> <p>このような選挙区の改定に当たっては、海を介した市町の地域・交通・経済等の連続性も十分重視すべきものと考えます。</p> <p>また、今回の意見具申に当たって、国会議員、政党、県議会の各会派、市町長、さらに一般有権者から意見を求めましたが、合併市町として一体的な行政を推進している市町の選挙区を新たに分断することについては、住民の著しい混乱を招くことから、反対の声が極めて強いところです。</p> <p>緊急是正法は、人口格差を緊急に是正することを目的としていることから、必要最小限の範囲の改定をすることとされています。この趣旨に鑑みると、選挙区の改定による住民の混乱は最小限に止めるべきであり、市町の選挙区を新たに分断することは避ける必要があるものと考えます。</p> <p><b>（2月15日付補足意見）</b></p> <p>2月7日付意見において、「海を介した市町の地域・交通・経済等の連続性を十分重視すべき」と申し上げましたが、これを考慮した場合、西海市、長崎市の一部（旧琴海町、旧外海町）、長与町及び時津町が編入の対象地域として考えられるところです。しかし、長与町及び時津町を第3区に編入した場合、第2区が西海市及び長崎市の一部（旧琴海町、旧外海町）の地域と諫早市及び島原半島の地域に分断され、第2区の連続性が大きく損なわれることとなります。一方、西海市及び長崎市の一部を第3区に編入した場合、第2区に分断はなく、また、西海市は第3区の子島列島と航路でつながっている状況があります。選挙区の改定に当たっては、これらを考慮し、御判断していただく必要があると考えます。</p> <p><b>③ その他</b></p> <p>意見はありません。</p>

<p>熊本県</p>	<p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）について</p> <p>② 区割りの改定案の作成について</p> <p>標記の貴審議会からの意見照会は、選挙区間における人口較差を緊急に是正することを目的とした緊急是正法の成立を踏まえたものであることは承知しているところですが、民主政治の根幹である現在の衆議院議員選挙の選挙区のあり方については、一つの市区町村や一つの郡が複数の選挙区に分割されていることなど様々な課題を抱えています。</p> <p>こうした中で改正された今回の緊急是正法の趣旨や改定案の作成方針（素案）については、まだ国民に対する周知も不足しており、早急な見直しを進めていくとの方針について、地域の理解が得られるのかと懸念しているところでもあります。</p> <p>示されている改定案の作成方針（素案）により区割りが見直されれば、行政的、文化的かつ経済的に結びついた地域の一部が他の選挙区に移されることは避けられず、美里町をはじめとする関係自治体からは、別添意見書のとおり、地域の一体性が損なわれること等について、強い懸念が示されています。</p> <p>こうした背景には、今回の緊急是正の基準と同様の課題を抱えている現行選挙区の見直しをしないまま、一部の見直しを進められようとしていることも問題ではないかと受け止めております。</p> <p>つきましては、具体的選挙区画定の見直しに当たっては、地勢、交通、文化、歴史的な経緯、広域的な行政のつながり等から衆議院選挙区が形成された歴史的な経緯を踏まえ、抜本的な制度改革を含めて、慎重に検討を尽くされることを求めます。</p> <p>③ その他 （回答なし）</p>
------------	---

IV. 全国人口最少選挙区の2倍以上となる選挙区を含む都県

【対象】千葉県、東京都、神奈川県

都県	知事意見
<p>千葉県</p>	<p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）について</p> <p>緊急是正法の趣旨からすれば、当該作成方針（素案）（以下「素案」いう。）は、是認できるものである。</p> <p>なお、本県の関係各選挙区の区割りに当たっては、以下に掲げる点について十分に配慮のうえ、貴審議会において合理的な区割り案を作成していただきたい。</p> <p>(1) 素案の2（2）において、人口の最も少ない都道府県については、当該都道府県の区域内の各選挙区の人口の均衡を図るものとされているが、本県についても、関係各選挙区における有権者の投票価値の平等化を図る観点から、人口の均衡に配慮されたい。</p> <p>(2) 素案の2（3）において、全国で人口の最も少ない選挙区に対し人口が2倍以上となる選挙区の区域の異動は、その人口を2倍未満とするために必要最小限度とするものとされているが、市区町村の区域を分割する場合においては、①市としての一体性及び選挙区としての一体性、②有権者の利便性、③選挙の管理執行上の合理性、④当該選挙区の将来の安定性、⑤地勢・交通・歴史的沿革その他自然的社会的条件等、を総合的に考慮され、適切な規模と区域によられたい。</p> <p>また、本県内の関係市町村長である船橋市長から、以下のとおり意見があったことを申し添える。</p> <p>船橋市は、作成方針（素案）の2（1）の改定対象選挙区に該当し、上限人口を26,835人上回ります。その区割り基準である2（3）において選挙区の区域の異動は必要最小限とするものとありますが、適確な選挙執行には、市域の一体性を極力確保する必要があることから、この基準を上回る区域の異動が必要となる場合がある。</p>

	<p><b>② 区割りの改定案の作成について</b></p> <p>有権者の投票価値の平等化を図る観点から船橋市の区域の分割を是認せざるを得ない状況にあるなかで、その区域の分割及び分割された区域の周辺選挙区への編入について、本職が具体的な意見を申し述べる機会を与えていただき、貴審議会の地域の実情を踏まえようとする御配慮に御礼申し上げます。</p> <p>船橋市の区域の分割及び分割された区域の周辺選挙区への編入することについては、市としての一体性、選挙区としての一体性を極力確保することをはじめとした本職及び船橋市長の意見に十分に配慮のうえ、貴審議会における総合的な検討と判断により合理的な案を作成されるようお願いしたい。</p> <p>なお、船橋市長から、以下のとおり意見があったことを申し添える。</p> <p>船橋市域の一体性を極力確保するため、歴史的沿革、地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮し、分割される区域においても編入される区域で合理性、整合性が図られるように定められることが望ましい。</p> <p><b>③ その他</b></p> <p>一の市区町村の区域が二の衆議院小選挙区に分割されることは、地域の一体性や有権者の利便性、選挙の管理執行上の合理性等の観点から、緊急是正法の規定による今次の改定における船橋市のように、真にやむを得ない場合に限られるべきであると考えます。</p> <p>また、市町村の合併により生じた分割についても、新市町村の区域の一体性の醸成や合併効果の発揮の観点から、極力早期に解消するべきであると考えます。</p> <p>よって、今次の改定後に行われる選挙区の改定に当たっては、一の市区町村の区域の分割を極力生じさせないようにするとともに、既存の分割が解消されるようお願いしたい。</p> <p>また、今次の改定後に行われる選挙区の改定案の作成についても、人口動態等を考慮のうえ、選挙区の区域の安定性に十分配慮されたい。</p> <p>なお、船橋市長から、以下のとおり意見があったことを申し添える。</p> <p>今次の改定による特例措置から、今後の抜本的な区割りの検討に際しては、1、2の意見を踏まえたうえで、選挙区の安定性を十分に考慮されるよう望む。</p>
東京都	<p><b>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）について</b></p> <p>選挙における一票の格差の問題は、憲法に定める法の下での平等の観点から早急に是正する必要がある国民的な課題であり、本照会の衆議院議員選挙小選挙区の区割り改正についても迅速な対応が求められる。</p> <p>今回の区割り改定案の作成方針(素案)については、全選挙区における格差を2倍以内とすることを目標とした緊急是正法に沿った内容となっているので、このことについては特段の意見はない。</p> <p>なお、今回の選挙区割りの変更となる世田谷区(東京第6区の一部)からは法の趣旨からやむを得ないとする意見を、江戸川区(東京第16区の一部)からは特段の意見はないとの回答を得ている。</p> <p><b>② 区割りの改定案の作成について</b></p> <p>区割り改定案の作成においてはその作成方針に基づき、必要最小限の範囲で行うこと、地勢や交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮することなどが極めて重要である。</p> <p>そのためには、具体の区割り改定案は地域の実情を最も知る当該特別区の意向を最大限尊重すべきものと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、東京第6区については世田谷区から、地域コミュニティーの形成範囲を基礎とした出張所等の管轄区域を基準とするのが望ましく、人口規模や地勢等を総合的に判断すると池尻まちづくりセンターの管轄区域を東京第5区に編入することが合理的との意見があった。</p>

	<p>また、東京第16区については江戸川区から、人口が必要とされる数に近く、地域の三方が東京17区に隣接する等のことから上一色三丁目の区域を東京第17区に編入することが合理的との意見があった。</p> <p>都としては、これら両区の意見を尊重した区割り改定案とすることとして頂きたい。</p> <p><b>③ その他</b></p> <p>一般の区割り改定が行われたとしても、都内にも一票の格差が2倍を僅かに切る程度の選挙区が存在し、人口動態によっては近い将来、再び一票の格差が拡大する可能性もある。</p> <p>区割り改定は地域コミュニティー等への影響も大きく、できるだけ状態を安定的に維持するような制度が求められる。</p> <p>現在、国においては国会議員の定数削減を含む選挙制度に関する議論があることは承知しているが、抜本的な選挙制度改革を早急に実施することを強く求めるものである。</p> <p>世田谷区からは、世田谷区の区域のみで2つの選挙区に分割することを検討して欲しい旨の意見が、江戸川区からは、新たに編入される区域の方々の気持ちを十分に汲んで欲しい旨の意見が出されている。</p>
神奈川県	<p><b>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）について</b></p> <p>特段の意見はありません。</p> <p><b>② 区割りの改定案の作成について</b></p> <p>神奈川県第10区は、川崎市川崎区、同幸区、同中原区から構成され、平成22年国勢調査による各区の人口は、217,328人、154,212人、233,925人で合計605,465人となっています。</p> <p>第10区の行政区の区域を分割せずに、隣接選挙区との異動を行った場合、隣接選挙区が作成方針2（1）を満たさなくなるため、2（5）（ロ）により、第10区については、やむを得ず、いずれかの行政区の区域を分割せざるを得ないと考えます。</p> <p>第10区には、第3区（横浜市鶴見区、同神奈川区）、第7区（横浜市港北区、同都築区）、第18区（川崎市高津区、同宮前区）が隣接し、第3区の人口が505,607人、第7区の人口530,742人であるのに対し、第18区の人口は436,227人と3つの隣接選挙区の中では最も人口が少なく、また、第10区と同じ川崎市の行政区で構成されています。</p> <p>以上のことから、選挙区改定後の人口の均衡にも配慮しつつ、また、市民の受け止め方や選挙の効率的な執行を考慮した場合、第10区については、第18区に隣接する中原区の一部区域を分割したうえで、第18区に隣接する当該区域を同選挙区に編入することが、最も混乱が少ないものと考えます。</p> <p><b>③ その他</b></p> <p>作成方針（素案）において、選挙区の改定に当たっては、市区町村の区域は分割しないことを原則としていることから、行政区の区域が分割されることが常態化することは、望ましいことではないと考えています。</p> <p>したがって、今後、速やかに国において抜本的な選挙制度の見直しを行い、こうした状況が解消されるよう希望します。</p>